

SK健康保険組合及び加入事業所が共同で実施する マイナ保険証の取得促進に向けた登録勧奨について

SK健康保険組合（以下、「当組合という。」）は、マイナ保険証（※1）のメリットを加入者に享受いただき、健康寿命の延伸に資する取組みを進めていきたいと考えております。

つきましては、マイナ保険証の取得促進を目的として、加入者のマイナ保険証の取得状況等の情報を事業所と健保組合の間で共同利用（※2）することといたしましたので、お知らせします。

※1 マイナ保険証とは

健康保険証利用登録が完了したマイナンバーカードがマイナ保険証です。

健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付カードリーダーで行うことができます。

※2 共同利用とは

個人情報の保護に関する法律第27条第5項第3号に基づく個人情報の提供手法です。

共同利用が成立している場合は、共同利用する者の範囲内に限り本人の同意なく個人情報を提供することができます。

（第三者提供の制限）第27条

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

－ 中略 －

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき（法第27条第5項第3号関係）

共同して利用される個人データのデータ項目

マイナ保険証の取得促進として(1)マイナ保険証の登録勧奨、(2)電子証明書の再交付勧奨を実施します。

(1) マイナ保険証の登録勧奨

当組合が医療保険者等向け中間サーバーから取得したマイナ保険証の初回登録状態（保険証利用登録の有無）を共同利用し、事業所から登録勧奨を行います。

(2) 電子証明書の再交付勧奨

当組合が医療保険者等向け中間サーバーから取得したマイナンバーカード証明書有効期限状態（電子証明書の更新の有無）を共同利用し、事業所から再交付勧奨を行います。

共同利用するデータは以下のとおりです。保険者とは当組合を指します。

項目名	コード
事業所番号	
被保険者番号	
所属コード	
被保険者枝番	
被保険者氏名	
対象者氏名	
続柄	
性別	
初回登録状態	0： 保険証利用の登録がない状態 （初回登録が未実施もしくは解除された状態） 1： 保険証利用の登録が実施済の状態 （初回登録が完了している状態）
初回登録解除区分	2： 職権により解除（有効期限から一定期間経過）
保険者通知日	
初回登録実施日	
初回登録解除日	
マイナンバーカード証明書有効期限状態フラグ	0： マイナンバーカード証明書有効期限が切れており更新されていない （証明書の有効期限が経過し 3 ヶ月以上更新がない状態） 1： マイナンバーカード証明書有効期限内 （証明書の有効期限が経過し 3 ヶ月以内更新がない状態も含まれる）

共同して利用する者の範囲

SK健康保険組合 業務課
組合加入事業所 健康保険担当者

個人データの管理について責任を有する者

SK健康保険組合 事務長
組合加入事業所 健康管理部門責任者

共同利用データについて

利用データ項目は、利用目的に則ったうえで利用範囲内でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ございません。上記の目的以外で使用された場合は、責任者および違反者に罰則が課せられます。

なお、本事業でのデータ共有について同意されない場合は、事業所もしくは当組合にお申し出ください。

共同利用する個人データを管理する法人の代表者

SK健康保険組合
和歌山県和歌山市湊1850
理事長

組合加入事業所
法人の代表者

さいごに

マイナ保険証で受診することで突然の手術や入院となった場合、▽高額な医療費の発生に対して高額療養費制度が適用され事前の申請がなくても一定額以上の支払いがその場で不要になる、▽マイナ保険証を携帯していれば、救急の事態に際しても救急隊はご自分の病歴やお飲みになっているお薬を救急隊は把握することができ、円滑に適切な応急処置や搬送先の選定が可能となる（マイナ救急。ほぼ全国の救急隊）ーといったメリットもあります。

医療機関等に行く機会の少ない皆様も、「もしもの時」のためにマイナ保険証を取得しましょう！